

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第33回 弁護士自治の確立とその運用

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 奥 国範 (54 期)

1 平野事件・戸倉事件とGHQ

昭和23年に公職追放となった平野力三（片山哲内閣の農林大臣）は、当会の戸倉嘉市らを代理人として公職追放効力停止仮処分を申し立て、東京地裁がこれを発令した。反発したGHQは、最高裁と折衝を重ね、最高裁事務総局から「公職追放の行政処分に関する法律上の争訟について裁判権なし」との通達を出させ、東京地裁の仮処分決定を取り消させた。

元当会会長だった最高裁判事の庄野理一は、この平野事件の内幕を酒席で洩らしたことが報道され、東京地検に告訴された。庄野の親友であった戸倉は、検察庁の事件処理方針が誤っているとしてGHQに陳情を行ったが、これがGHQを刺激し、GHQは、当会会長の長野国助を呼び出し、戸倉を即刻除名するように求めた。長野は、定例常議員会に特別小委員会を設置して精力的な調査を行った上で、GHQとの折衝を重ね、戸倉の陳謝と一切の指導的地位からの辞退、庄野の最高裁判事辞任により事態を終結させた。

一連の経過は、司法の独立と弁護士自治に対する占領下における受難の出来事である一方で、日本の民主化を進めるGHQと、民主化が立ち遅れていた裁判所・弁護士会の対立でもあった。

2 弁護士典範の制定作業と新弁護士法の成立

当会は、昭和23年、弁護士の倫理等を定める「弁護士典範」の制定作業に着手し、翌24年3月には原案が決定された。しかし、同年9月に発足予定の日弁連において統一の典範が制定されることが望ましいとの判断から、当会総会に諮ることは保留された。他方、日弁連では、倫理規定の作成の是非が議論され、当会の弁護士典範も参考資料として配布されたが、弁護士の行動に牽制を加えることを嫌った反対派の抵抗があり、後記のメーデー騒擾事件を契機とするまで、その制定作業は進捗しなかった。

昭和24年成立の新しい弁護士法では、弁護士資格の付与・登録、弁護士に対する監督・懲戒を弁護士会が担うこととなり、関係委員会等の整備が行われた。新弁護士法の下での懲戒委員会における最初の外部委員は、東京高裁判事の吉田常次郎、東京高検検事の馬場義績、日本学術会議会員の団藤重光であった。

3 「荒れる法廷」と綱紀懲戒

アメリカの日本占領政策は昭和23年頃に急速に転換し、レッド・パージの嵐が吹き荒れ、昭和25年には政令325号（占領目的阻害行為処罰令）が公布された。裁判所では、被告人の人権を擁護するための法廷闘争が熾烈を極めていた。昭和27年には、前年に廃案になった法廷侮辱制裁法案を修正した法廷等の秩序維持に関する法律が成立した。

昭和27年5月1日に逮捕者1200余名の「血のメーデー事件」が発生し、261名が騒擾罪で起訴された。メーデー騒擾裁判では、東京地裁は8つの合議部で分離公判を行う方針だったが、被告団と弁護団は統一公判を要求した。獄中の被告団は一律ハンストに入り、弁護団は一法廷に集中して出廷した。メーデー騒擾事件の法廷は混乱し、最高裁が弁護人の侮辱的言辞や不穏当な行動を批判すれば、日弁連も弁護人の行動を強く非難する内容の「メーデー騒擾事件の法廷混乱に対する意見書」を公表した。また、最高裁事務総長が弁護人の当会会員について懲戒請求するなどの事態に発展した。その後、弁護団と裁判所が折衝を重ねた結果、裁判所は、昭和27年12月に分離公判方式を撤回し、弁護団との間で統一公判方式について協定を締結し、ようやく審理が軌道に乗った。

このような背景の下、昭和28年1月に、日弁連がようやく弁護士倫理制定委員会を設置したが、弁護人の法廷行動について自粛自戒を求める方針の影響を受けることとなった。